

○笠間市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年1月12日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令4告示117・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び国要綱において使用する用語の例による。

(総合事業)

第3条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス事業

(ア) 訪問介護相当サービス（国要綱別記1に規定する訪問介護員等によるサービスをいう。以下同じ。）

(イ) ふれあいサポート事業（国要綱別記1に規定する訪問型サービスAをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス事業

(ア) 通所介護相当サービス（国要綱別記1に規定する通所介護事業者の従事者によるサービスをいう。以下同じ。）

(イ) いきいき通所事業（国要綱別記1に規定する通所型サービスAをいう。以下同じ。）

(ウ) ふれあいサロン事業（国要綱別記 1 に規定する通所型サービスBをいう。以下同じ。）

(エ) 元気すこやか教室事業（国要綱別記 1 に規定する通所型サービスCをいう。以下同じ。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第 115 条の 45 第 1 号ニに規定するサービスをいう。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（事業の対象者）

第 4 条 前条第 1 号に規定する介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）の対象者（以下「事業対象者」という。）は、市内に在住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険料を滞納している者にあつては、市に納付計画に関する相談を実施したものに限る。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）様式第 1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当する第 1 号被保険者（以下「基本チェックリスト該当者」という。）

(3) 居宅要介護被保険者（前条第 1 項第 1 号ア（イ）又は同号イ（イ）に規定するサービス事業を継続的に受けることを市等が認めた利用者に限る。）

2 市長は、前項第 2 号に該当する事業対象者について、被保険者証にその旨記載するものとする。

3 一般介護予防事業の対象者は、第 1 号被保険者及びその支援のための活動

に関わる者とする。

(令 6 告示 1 6 3 ・ 一部改正)

(事業の内容)

第 5 条 介護予防・生活支援サービス事業の事業内容は、別表に掲げるとおりとする。

(事業の実施方法)

第 6 条 介護予防・生活支援サービス事業は、市が直接実施するほか、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項に規定する指定事業者による実施

(2) 法第 1 1 5 条の 4 7 第 4 項の規定に基づく省令第 1 4 0 条の 6 9 の規定に適合する者に対する委託による実施

2 第 3 条第 1 号に規定する各事業ごとの実施方法は、別表に掲げるとおりとする。

3 第 3 条第 2 号に規定する一般介護予防事業の実施方法は、市が直接実施するほか、第 1 項第 2 号に規定する方法により実施するものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業の利用申請)

第 7 条 介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする事業対象者は、笠間市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出することにより申請するものとする。

(利用の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、基本チェックリストによりその内容を審査し、その結果を笠間市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、当該申請をした者に通知する。

(第 1 号事業支給費)

第 9 条 第 1 号事業支給費の額は、別表事業の欄に掲げる事業に応じ、同表指定事業者により実施する際の単位の欄に掲げる当該事業の単位の、それぞれ同表単価の欄に掲げる単価を乗じて得た額に 1 0 0 分の 9 0（法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあつては、1 0 0 分の 8 0、同条第 2 項の規定が適用される場合にあつては 1 0 0 分の 7 0）を乗じて得た額とする。

- 2 市長は、法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により、介護予防・生活支援サービスを提供した指定事業者からの請求に基づき、当該利用者に代わり、当該指定事業者の前項に規定する第 1 号事業支給費を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払があったときは、法第 115 条の 45 の 3 第 4 項の規定により、当該利用者に対し第 1 号事業支給費の支給があったものとみなす。

(平 30 告示 480 ・一部改正)

(支給限度額)

第 10 条 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合における第 1 号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 33 号）第 2 号に規定する単位数により算定した額とする。

- 2 第 4 条第 1 項第 2 号に該当する事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用するときの支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度額基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額第 2 号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めたときは、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

- 3 前項の算定は、指定事業者が行う指定に係る介護予防・生活支援サービス事業について行う。

- 4 第 6 条第 1 項第 2 号に定める方法により事業を実施した場合における委託料については、別表委託により実施する際の委託料の欄に定める金額に基づき算定することとし、その支払いの方法については、別に定める。

(利用者負担金等)

第 11 条 介護予防・生活支援サービス事業を利用する者は、その利用するサービスごとに別表に定める利用者負担金を負担するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、介護予防・生活支援サービス事業の実施に際し、食事代その他の実費が生じるときは、当該費用は利用者の負担とする。

(高額介護予防サービス費相当額の支給)

第 12 条 市長は、総合事業において、法第 61 条に規定する高額介護予防サ

ービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費相当額」という。）を事業対象者に支給するものとする。

- 2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当額の支給要件、算定方法その他支給に関して必要な事項は、政令第29条の2の2及び政令附則第22条の規定を準用する。

（平30告示480・一部改正）

（高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給）

第13条 市長は、総合事業において、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当額」という。）を事業対象者に支給するものとする。

- 2 前項に規定する高額医療合算介護サービス費相当額の支給要件、算定方法その他支給に関して必要な事項は、政令第29条の3の規定を準用する。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第480号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第252号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第147号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第193号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第117号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第163号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係、第9条関係、第11条関係）

（令6告示163・全改）

種 別	事業名	事業内容	実 施 の 方 法	対 象 者	単 価	指定事業者等 により実施す る際の単位	加 算 の 基 準	利用者 負担金	委託によ り実施す る際の委 託料
1訪 問 型	訪問介 護相当 サービ ス（A 2）	専門職による 入浴、排泄、食 事等の身体介 護及び生活援 助	指 定 事 業 者 に よ る 実 施	事 業 対 象 者 に 要 す る 支 援 1 要 支 援 2	1 0 . 2 1 円	標準的な内容 の指定相当訪 問型サービス である場合 1 1 回あたり 2 8 7 単位 ただし、1 月あ たりの上限を 3, 7 2 7 単位 とする。	国 が 示 す 基 準 と 同 様	サービ ス報酬 （単位 に各種 加算（減 算）を加 えた（控 除した） 単位数 に利用 日数（回 数）及び 処遇改 善加算 の加算 率を乗 じて得 た単位 数に、単 価を乗 じて得 た金額） に対し 所得に	
						生活 援助 が中 心で ある 場合	所要時 間 2 0 分以上 4 5 分 未満の 場合 1 回あ たり 1 7 9 単 位 ただし、 1 月あ たりの 上限を		

						3, 7 2 7 単位 とする。	応じて 1 割、2 割又は 3 割	
						所要時 間 4 5 分以上 の場合 1 回あ たり 2 2 0 単 位 ただし、 1 月あ たりの 上限を 3, 7 2 7 単位 とする。		
						短時間の身体 介護が中心で ある場合 1 回あたり 1 6 3 単位 ただし、1 月あ たりの上限を 3, 7 2 7 単位 とする。		
2	ふれあ いサポ	身体介護を含 まない日常の	指 定	事 業	1 0	4 5 分未満 1 回あたり 1	サービ ス報酬	4 5 分未 満 1,

	一ト事業 (A4)	家事等の生活 支援	事業 者 に よ る 実 施 又 は 委 託 に よ る 実 施	対 象 者 に よ る 支 援 実 施 又 は 支 援 委 託 に よ る 実 施	要 要 介 護 者 (継 続 的 に サ ー ビ ス を 受 け る こ と	.	00単位	(単位 数に利 用日数 (回数) を乗じ て得た 単位数 に、単価 を乗じ て得た 金額)に 対し所 得に応 じて1 割、2割 又は3 割	021円
							245分以上6 10分未満 1 円回あたり14 5単位		

				を 市 等 が 認 め た 利 用 者 に 限 る 。)				
3通	通所介 護相当 型サービ ス (A6)	施設内におけ る運動機能、口 腔機能、栄養改 善等のプログ ラム等介護予 防を目的とし た生活支援及 び機能訓練の 実施 ※1回あたり の実施時間は 3時間から9 時間の範囲内	指 定 事 業 対 象 者 に よ る 実 施	事 業 対 象 者 要 支 援 1 事 業 対 象 者 要	1 0 . 3 6 単 位 1 4 円	月4回まで 1回あたり4 7単位	国 が 示 す 基 準 と 同 様	サービ ス報酬 (単位 に各種 加算(減 算)を加 えた(控 除した) 単位数 に利用 日数(回 数)及び 処遇改 善加算 の加算 率を乗

				支 援 2			じて得 た単位 数に、単 価を乗 じて得 た金額) に対し 所得に 応じて 1割、2 割又は 3割	
4	いきいき通所事業 (A7)	ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動を通じた閉じこもり予防、認知症予防、生きがいづくり支援に資する通いの場の提供 ※1回あたりの実施時間は3時間から9時間の範囲内	指導事業対象者者に要する実施又は委託による実	事業対象者者に要する実施又は委託による実	10 1 4 円	送迎を行った場合 1回あたり313単位 送迎を行わない場合 1回あたり260単位	サービス報酬(単位数に利用日数(回数)を乗じて得た単位数に、単価を乗じて得た金額)に対し所得に応じて1割、2割又は3	送迎を行った場合 3,173円 送迎を行わない場合 2,636円

				施	繼 続 的 に サ ー ビ ス を 受 け る こ と を 市 等 が 認 め た 利 用 者 に 限 る 。)			割	
5	ふれあ いサロ	体操、趣味活動 等への参加を	委 託	事 業			別 に	無料	年額 6 0 , 0 0

	ン事業	通じた介護予防及び閉じこもり予防支援に資する住民主体の日中の通いの場の提供	に 対 象 者 実 施	対 象 者 要 支 援 1 要 支 援 2		定 め る	0 円（上限）
6	元気すこやか教室事業	保健、医療専門職による運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等のプログラムの実施	委 託 に 対 象 者 実 施	事 業 対 象 者 要 支 援 1 要 支 援 2		1 クールの利用につき1, 500 円 ※1 クール＝最短3 月～最長6 月までの間で、原則として週1 回、最大12 回を限度として行う教	1 クールごとの利用者1 人につき48, 000 円 1 クールにつき480, 000 円（上限）

様式第 1 号（第 7 条関係）

笠間市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

年 月 日

笠 間 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

笠間市介護予防・日常生活支援総合事業を利用したいので、次のとおり申請します。

フリガナ		男・女	生年月日（満 歳）	
利用者氏名			年 月 日	
住 所			電話	
被保険者番号		個人番号		
申請区分	☐ 居宅要支援被保険者（要支援 2）		認定有効 期間	年 月 日
	☐ 居宅要支援被保険者（要支援 1）			
	☐ 基本チェックリスト該当者			
事業名	1 訪問型サービス事業 （1）訪問介護相当サービス （2）ふれあいサポート事業 2 通所型サービス事業 （1）通所介護相当サービス （2）いきいき通所事業 （3）ふれあいサロン事業 （4）元気すこやか教室事業			
特記事項	現在の心身の状況について			
	その他			

(同意書)

個人情報の開示に関し、利用者は次の同意書に署名及び押印してください。

ただし、利用者が署名及び押印することが困難な場合には、申請者が利用者の同意を得て、同意書に署名及び押印してください。

同意書

私は、本申請を行うにあたり、笠間市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条に規定された事項に関する確認のため、私の介護保険料納付状況について、個人情報の開示を受け、調査することに同意します。

利用者氏名 ㊞

申請者氏名 ㊞

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

笠間市長



笠間市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました笠間市介護予防・日常生活支援総合事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定

フリガナ			
氏 名			
住 所			
認定区分	☐ 居宅要支援被保険者（要支援2）	認定有効 期間	年 月 日
	☐ 居宅要支援被保険者（要支援1）		
	☐ 基本チェックリスト該当者		
認定日	年 月 日		
備考			

2 却下理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、笠間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笠間市を被告として（訴訟において笠間市を代表する者は笠間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 号（第 7 条関係）

（平 3 0 告示 4 8 0 ・ 令 3 告示 1 4 7 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 8 条関係）